



今回のテーマ **実質一人会社に係る役員報酬の一部損金不算入について**

平成 18 年度の税制改正のなかで、この改正項目をみて驚かれた方は少なくないと思われます。この改正により、定番の節税策が封じられたことになり、対象となる法人については抜本的な見直しを講じる必要がでてくる可能性もあります。

1. 改正の趣旨

本年 5 月施行予定の新会社法において、最低資本金要件の撤廃等により個人事業主が法人形態を選択することが容易になりました。そのため、実質一人会社を設立して、オーナー社長報酬につき法人段階での損金算入と個人段階での給与所得控除による経費の二重控除を利用した節税手法を利用することが多くなる可能性があります。そこで、これらの節税目的の法人成りを抑制し、損金算入方法を適正化する観点から改正が行われたといわれています。

2. 新設法人等の場合

株主及び役員構成で損金不算入の対象となる法人でも、直前 3 事業年度の所得および給与等の合計額が 800 万円以下である場合または 3,000 万円以下で平均額に占める給与の額の割合が 50% 以下である場合には、適用除外とされています。

しかし、ここで問題となってくるのが新設法人の取扱いです。新設法人の場合には直前の事業年度が存在しないため、適用除外規定の取扱いが注目されるところです。しかし、現時点では原則として新設法人については適用除外規定の適用はない見込みのようです。そのため、会社設立にあたってのタックスプランニングは慎重に行う必要がありそうです。

3. 対応策

まず、第一に考えられるのが株主構成の見直しです。発行済株式総数の 10% 超を同族関係者以外の者が保有すればこの制度は対象外となります。しかし、同族関係者以外の者に株式を支配されると様々な問題も想定されるため、慎重な対応が求められます。

次に考えられるのが、役員構成の見直しです。常務役員が同族関係者等で過半を占めていなければ、基本的には適用がないため、役員数を増加させることにより対応が可能な場合もあると思われます。ただし、常務役員であることが前提であるため、単なる名義上の役員はカウントされないので注意が必要です。

いずれにせよ、実際の適用にあたっては細かい部分で不明瞭な部分も多く、今後公表される法令等で内容を慎重に確認していく必要があります。
